

沖縄県立芸術大学大学院芸術文化学研究科博士論文等（課程博士）審査基準

令和 6 年 9 月 4 日
沖芸大基準第 10 号

（趣旨）

第 1 沖縄県立芸術大学学位規程（沖芸大規程第57号）第 5 条に基づき提出された博士論文等の審査について、沖縄県立芸術大学芸術文化学研究科履修規程（沖芸大規程第70号）第 8 条第 2 項の規定に基づき基準を定める。

（評価基準）

第 2 博士論文等について、以下の基準により評価する。

1 博士論文の評価基準

- (1) 研究テーマが適切に設定されていること。
- (2) 研究テーマに関して研究史が適切に考察されていること。
- (3) 研究テーマに関して新しい知見が含まれていること。
- (4) 論理的展開、実証的分析の妥当性。

【論文提出要件】

上記の基準を達成するために必要な次の形式的要件を満たしていること。

〔比較芸術学研究領域・民族音楽学研究領域〕

A4用紙（1,200字詰）100枚以上（図版・図表・文献リスト等を含む）

〔芸術表現研究領域〕

A4用紙（1,200字詰）50枚以上（図版・図表・文献リスト等を含む）

2 研究作品の評価基準

- (1) 研究テーマとの関連が適切であること。
- (2) 提出作品（実践的研究成果物等を含む）が博士の学位を授与するにふさわしい質と量であること。
- (3) 創造性、独創性を有する作品であること。
- (4) 表現技術・方法についての研究が十分になされ、高度に習熟されていること。
- (5) 研究に将来性があり、専門分野の発展に寄与する可能性を有していること。

【作品提出要件】

学外における相当規模の展覧会、学会等において、作品発表又は実践的研究の発表を行っていること。

3 研究演奏の評価基準

- (1) 研究テーマとの関連が適切であること。
- (2) 演奏作品（実践的研究成果物等を含む）が博士の学位を授与するにふさわしい質と量であること。
- (3) 演奏作品に対する的確な理解を有していること。
- (4) 演奏技法および表現力についての研究が十分になされ、高度に習熟されていること。
- (5) 演奏史を踏まえた時代性を反映しており、国際的な通用性を有していること。

【研究演奏要件】

学外における相当規模の演奏会、学会等において、演奏又は実践的研究の発表を行っていること。

（雑則）

第 3 この基準に定めるもののほか、博士論文等（課程博士）の審査に必要な事項は、芸術文化学研究科委員会の議を経て、別に定める。

附 則（令和 6 年 9 月 4 日学長決裁）

この基準は、令和 6 年 9 月 4 日から施行し、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。